上田がお答えいたします

今回は３つまとめてお答えします

Q　①社団は〝協定〟、個人柔整師は〝契約〟で保険請求が認められているということですが、協定と契約の違いは？

②鍼灸整骨院を経営しています。施術証明書と領収証欄について質問です。柔整レセは院内の誰が治療をしても私の名前で証明記載していますが、鍼灸レセも同様でよいのでしょうか？

③レセの数字を間違えてしまいました。訂正のルールはありますか。また、訂正するときに患者さんの「訂正印」が必要ですか？

A　今月は３つまとめてお答えします。まず①の質問。社団法人会員の“協定”と、社団外の施術者団体の会員、どこにも属さない個人の“契約”との相違点ですね。ほとんど内容は同じです。現行での相違点を言えば、

【協定】①「届け出」れば「登録」される。②請求は「月単位」である。③会員に対する集団指導は社団の仕事である。

【契約】①「申し出」れば「承諾」される。②請求は各月の内容が分かれば転帰請求も許される場合がある。③柔整師に対する集団指導は知事・社会保険事務局長の仕事である。

この程度の違いです。つまり協定であろうと契約であろうと運用上の差は特にないということ。

次は②の質問。柔道整復施術療養費の施術証明書及び領収証欄は、受領委任の取扱規程第１章４「施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者とすること」、同規程第２章９「～承諾された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、施術管理者である柔道整復師が行うこと」と定められています。このことから、治療院に複数人の勤務する施術者がいても、すべて「院長先生」の名前での請求となっているのです。

一方、鍼灸の療養費支給申請書の記載には、柔整のような受領委任の規程がないので、施術証明書及び領収証の欄に“実際にその患者を治療した鍼灸師”の氏名を記入することになります。

最後は③の質問。保険局医療課長通知に明記されている「柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領」第１、一般的事項３によると、“申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を＝線で抹消の上、正しい数字等を記載すること”とあることから、請求額やその他の箇所を含め患者の訂正印は必要ありません。

以上、分かっていただけましたか？